

建設工事における配置予定技術者の取扱いについて

平成26年6月1日
一部改正 平成27年4月1日
一部改正 平成28年6月1日
一部改正 平成30年4月1日
一部改正 令和5年4月1日

この度、江戸川区においては建設工事における配置予定技術者の取扱いについて、落札後から契約締結までの間は、次の要件を満たしている場合に限り、変更を認めることとしましたので、お知らせします。

1 配置予定技術者の変更に必要な要件

- (1) 新たな配置予定技術者は、直接的かつ恒常的に3箇月以上雇用されている者であること。
- (2) 専任の技術者が必要な工事(予定価格が4,000万円以上 建築一式工事の場合は8,000万円以上)の場合は、新たな配置予定技術者が営業所の専任技術者でないこと。
- (3) 専任の監理技術者が必要な工事(予定価格が6,000万円以上 建築一式工事の場合は9,000万円以上)の場合は、監理技術者資格を有していること。
- (4) 施工能力審査型総合評価方式入札案件の場合は、新たな配置予定技術者の保有する資格点及び実績点が、希望申請時の配置予定技術者が保有する資格点及び実績点以上であること。
ただし施工能力評価点は、配置予定技術者の変更が認められた場合であっても、希望申請時の点数とする。
- (5) あらかじめ入札公告、仕様書等により変更不可となっていない工事であること。
- (6) その他、技術者の配置については、建設業法の規定を遵守すること。

2 配置予定技術者の変更に関する手続き等

配置予定技術者の変更を希望する者は、「配置予定技術者変更届」(以下「変更届」という。)を用地経理課へ提出し、用地経理課において変更届の内容が上記の要件を満たしていると確認できた場合に、変更が認められる。

なお、変更届とともに雇用が確認できる書類(健康保険被保険者証又は住民税特別徴収税額通知書の写し等)及び資格の有無が確認できる書類(資格者証又は合格証等)の写しを提出すること。

配置予定技術者変更届：「各種様式・用紙」ページからダウンロードしてください。

3 適用時期

令和5年4月1日以降に初度の公表を開始する工事から適用する。